

令和4年6月9日

魚沼市議会議長 関 矢 孝 夫 様

産業厚生委員会
委員長 佐 藤 肇

産業厚生委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) LNG価格の推移とガス事業への影響について
(2) 行政視察について
(3) その他
 - ・魚沼市プレミアム付き商品券事業の実施について
 - ・第三セクター等経営健全化方針について
 - ・月岡公園ゴルフ練習場の建物損壊について

- 2 調査の経過 6月9日に委員会を開催し、上記事件について調査を行った。
LNG価格の推移とガス事業への影響について、執行部から説明を受け、質疑を行った。
行政視察について、視察内容を確認し日程を決定した。
その他で、魚沼市プレミアム付き商品券事業の実施について、第三セクター等経営健全化方針について及び月岡公園ゴルフ練習場の建物損壊について、執行部から報告を受け質疑を行った。

産業厚生委員会会議録

1 調査事件

(1) LNG価格の推移とガス事業への影響について

(2) 行政視察について

(3) その他

- ・魚沼市プレミアム付き商品券事業の実施について
- ・第三セクター等経営健全化方針について
- ・月岡公園ゴルフ練習場の建物損壊について

2 日 時 令和4年6月9日 午前10時00分

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 佐藤達雄、浅井宏昭、大桃俊彦、富永三千敏、志田 貢、佐藤敏雄、
渡辺一美、佐藤 肇、高野甲子雄、(関矢孝夫議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 武藤産業経済部長、星ガス水道局長、吉田産業経済部副部長、
鈴木観光課長、駒形業務課長

7 書 記 佐藤議会事務局長、大竹主任

8 経 過

開 会 (10:00)

佐藤(肇)委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから産業厚生委員会を開会したいと思います。それでは早速、本日の会議に入ります。

(1) LNG価格の推移とガス事業への影響について

佐藤(肇)委員長 日程第1、LNG価格の推移とガス事業への影響についてを議題といたします。資料が配布されておりますので、執行部から説明を求めたいと思います。

星ガス水道局長 配布した資料の説明をさせていただきます。(資料「LNG価格の推移と原料費調整額(税抜)」「ガス事業会計負担額の実績と今後の見込み」「県内ガス事業者の上限設定の状況」「市内LPG料金との比較7月想定」「上限撤廃後の価格上昇額」について説明)

佐藤(肇)委員長 それでは、説明が終わりましたので、これから質疑に入りたいと思いま

す。

渡辺委員 前回の説明の時、こういった資料を出していただきたいということで、今回かなり詳しく出していただいて感謝します。前回も確認しましたがけれども、この上限を決めた時どういう意味合いでこの条例に上限を設けたのかというところを、もう一回確認させていただきたいです。

星ガス水道局長 原燃料費調整制度というのは、事業者の効率化や努力の及ばない原燃料価格ですとか為替レートの影響を外部化することによりまして、事業者の経営の効率化の成果を明確にし、経済情勢の変化をできる限り迅速に料金に反映させると同時に、事業者の経営環境の安定を図ることを目的に導入されたものです。ただ、原料費調整制度には上限価格が設定されておりまして、これにつきましては急激な価格の上昇を抑えるために利用者の保護という観点から設けられています。しかし、事業者としましては、上限価格が設けられているリスクがありますので、そのリスクで経営が大きく圧迫されてしまう可能性があります。平成29年にガスの小売りが自由化されましたけれども、その際に多くのガス事業者で上限を撤廃をしているということです。ただ、魚沼市につきましては、この上限が残ったままになっていたということです。

佐藤（肇）委員長 条例の関係は議運が終わって、提案が決まっているので、それ以外で質疑をしてください。

渡辺委員 そうしましたら、プロパンガスのほうですけれども、これだけ調べていただいてありがとうございます。六日町ガスそれから県内では十日町のほうもプロパンしかないという話でしたので、それぞれの事業者が金額を設定しているということだと思います。魚沼市はJ A北魚沼だけなんですけれども、魚沼市の場合はプロパンガス事業者がいくつぐらいあり、全て価格は統一されているのかどうかは分かりますか。

星ガス水道局長 大変申し訳ありませんけれども、J A北魚沼以外にどの程度プロパンガスの事業者がいるかですとか、その価格については、資料はございません。

渡辺委員 もう1点なんですけれども、条例ではないんですが、自治体のガス事業会社はガス自由化が入った時にかなりの数が公営ではなくて民間のほうに委託されたというふうに思っております。先ほどの説明で、差額分はガス事業会計分が負担しているというお話でしたけれども、上下水道とかは一般会計からの繰出の規定がありますが、ガスのほうはそういう規定は設けられないんですか。

星ガス水道局長 繰出基準という基準がございまして、それにつきましては国のほうで定めるものですので、市独自に基準を作ることではないと思います。繰出基準の中にガス事業に対するものはございません。

佐藤（達）委員 資料1枚目、ガス事業会計負担額の実績と今後の見込みについてです。11月から上がってきまして、1月がピークとなり、それから下がってくるような予測となっております。この図をもう少し長く伸ばした、1年間分くらいの予測としてはどんなふうになるかというところは、まだ検討はされていないのでしょうか。上がりっぱなしではないんじゃないかなと思うのですが。

星ガス水道局長 LNGの価格については、この想定は7月の93,910円という部分がずっと続いたという想定で、下のグラフの計算をしております。上昇するか下降するか、そこまでは推測がなかなかできませんので、今分かるものがずっと続いたという想定で試算をし

ております。

佐藤（達）委員 令和5年度の1月がピークでそれから下がってくるという負担の予測になってますけれども、これはLNGの価格が下がってくるというような予測があるということではないのでしょうか。

星ガス水道局長 下のグラフですけれども、冬場11月から1月にかけて増えていくという部分につきましては、融雪ですとか暖房に使っている部分もございますので、その部分のガスの使用料が多くなるということです。

佐藤（肇）委員長 ほかに質疑はございませんか。

渡辺委員 資料2枚目なんですけど、同じガス事業者であっても料金の体系がかなり違うなどというふうに思います。その辺りの理由は分かりますでしょうか。

駒形業務課長 料金体系が違っているものにつきましては、それぞれの地域に供給していますガスの熱量、送っているガスの種類の成分が若干違っているの、その成分に合わせてそれぞれの地域に料金を設定しているように考えられます。

渡辺委員 例えば、新発田ガスを見ると、新発田、聖籠、阿賀野、胎内は、成分と熱量として同じです。なのに、金額が違いますよね。料金順位が15位と19位と。そういったところを聞かせていただきたいです。

駒形業務課長 申し訳ございません。もう1つ、ガスの事業者によりますが、その地域の経営状況に応じて料金を設定されているというケースもあるように聞いております。

渡辺委員 そうすると、例えば新発田や聖籠などは、世帯が密集していて整備費が少ない、でも胎内だといっぱい整備費がかかるとか、そういったこともあってそれぞれの地域ごとに変えているというような意味合いでよろしいですか。

駒形業務課長 議員のおっしゃることで間違いはないと思われれます。

佐藤（肇）委員長 他に質疑はございませんか。（なし）ないようですので、これで質疑を最終させていただきます。本件については、以上とさせていただきます。

（3）その他

・魚沼市プレミアム付き商品券事業の実施について

佐藤（肇）委員長 それでは続きまして、日程第2につきましては委員会内部の調整になりますので、その他報告事項を先に取り扱わせていただきたいと思っております。日程を変更させていただきたいと思っておりますが、御異議はございませんか。（なし）ではそのようにさせていただきます。

日程第3、その他を議題といたします。それではまず最初に、魚沼市プレミアム付き商品券事業の実施についてということで、説明を求めたいと思っております。

吉田産業経済部副部長 それでは私のほうから、今年度実施いたします、魚沼市プレミアム付き商品券の事業概要について説明をさせていただきます。（資料「魚沼市プレミアム付商品券事業概要」について説明）

佐藤（肇）委員長 説明が終わりましたので質疑を受けたいと思っております。質疑はございませんか。

渡辺委員 販売対象者なんですけれども、前回もそうだったんですが例えば4人家族や5人

家族だったとしても一度に5人分を購入できなくて、最初は2人分、後で2人分といった形で購入する場合で手間取ったことがありました。今回は、はがきでくるわけですが、それは個人個人でくるのですか。その辺りの窓口での対応はどのようにしますか。

吉田産業経済部副部長　購入券のほうは世帯主のお名前、中の購入引換券のほうに購入対象者の氏名を全て印字したものを送付させていただきます。ですので、今ほど御指摘のあった、例えば5人家族であれば世帯主を含めて5人分の名前が書かれた購入引換券が送付されますので、それを販売窓口でもって購入者の方の身分証等を提示していただき購入することができます。その際に、今ほど言われたような、例えば今回は3人分ということであれば、1人2冊までですので、1人2冊の上限を今回は1冊だけという取扱いはできないですが、1人あたり2冊を購入していただくことを条件に家族5人のうち3人分を6冊購入していただいて、残り2人分は後日ということ券のほうで購入済の方をある程度チェックし、そこで原本を購入した方へお渡しして、残り2人分については後日また購入していただけるようなやり方を、今回考えております。ただし、買えるという100%の保障はございませんので、売り切れた場合はそれを御承知していただいた上での返却という形になります。

渡辺委員　　前回も、全員買わなかった場合、お返ししたというところもあったようです。そのままらってしまって何も無くなってしまったという人もいたので、その辺りの丁寧な窓口対応と説明をお願いしたいと思います。

吉田産業経済部副部長　販売の窓口のほうで、どこの窓口でも同じ対応になるよう市としてしっかりマニュアルを統一した中で丁寧な対応を心がけたいと思っております。

浅井委員　　販売場所についてですけれども、今話し合いをしているところですが、この春から守門と入広瀬の商工会が一緒になりました。これによって販売場所が守門だけになるとか、入広瀬は販売しないとか、そういうことはあるのか教えてください。

吉田産業経済部副部長　そちらのほう、商工会（守門、入広瀬）が4月1日で合併しましたので、その辺の人的な部分も含めて今調整をしているところであります。

高野委員　　利用店舗の関係です。地域券、市内に本社・本店が所在しない事業者であっても以下のいずれかに云々とありますが、具体的にこういう店舗だというのは挙げられますか。

吉田産業経済部副部長　こちらについては、例えば飲食店を経営されている方で、市内に店舗を構え雇用がある状況で、たまたま市外に営業所の本店があるということで、今まで過去3回対象にならなかった店舗が実はございました。ただ、その店舗の事業主の方が市内の商工会の会員の方なんです。ということで、いろいろと各多方面からも要望として市のほうに挙がっていたのですが、やはり商工会会員で市内の中で活動されている、それと市内でもある程度雇用をして市内の産業経済の部分に寄与している、ということからそれらの店舗も対象になるよう今回制度を幅広く設け、市内で活躍されているその事業所の方も広く対象になるように、このように制度を見直したところであります。

高野委員　　それは、利用する時に分かるようになるのか。利用者への周知はどのような形を考えているのですか。

吉田産業経済部副部長　利用できる店舗につきましては、まとめ次第、市のホームページ、また市報への折り込みですとか、販売場所で使えるお店の一覧をしっかりと明示する等々で、どこで使えるのかというのは周知してまいりたいと思います。後ですね、店頭でチラシや

ポスター、のぼりにするのかどうか今調整中ではありますが、店舗で商品券が使えるお店はこの店ですよという分かるようなチラシ、ポスターをしっかりと掲示した中で、今言った共通券、地域券それぞれ使えるお店が分れますので、それぞれのお店がどの券が使えるかというのをはっきりと明示した上で、利用者の方に混乱を与えないように工夫を重ねていきたいと考えております。

大桃委員 確認ですけれども、例えばはがきが紛失等した場合、再発行というのは考えてますか。

吉田産業経済部副部長 今回、紛失等については再発行を考えておりません。ただ、その際にやはり市民の方に今回商品券がいつから始まる、そして購入券も事前にいつ頃発送するという周知をしっかりと商工課で行わせていただいて、それを踏まえて購入券が届いたら紛失しないようにという注意喚起だけは、市報とホームページを通じて行っていきたいと考えております。

佐藤（達）委員 購入券についてなんですけれども、市から対象世帯へ郵送ということですが、対象世帯というのは市に住民登録している全世帯ということになりますでしょうか。

吉田産業経済部副部長 裏面のほうに販売対象ということで記入をさせていただいておりますけれども、6月15日現在市の住民基本台帳のほうに登録されている方。その方をデータを抽出して世帯主宛に送付をさせていただきます。

佐藤（達）委員 それから、この別途契約というのはどういう意味なのでしょう。

吉田産業経済部副部長 今回、商品券事業につきましては市が主催ということで、販売、換金等を、実は全て一括で業務委託をする予定でございます。それについては本日の入札で、今日の午後になると思うんですけれども事業者が正式に決定いたします。ただ、購入券の送付につきましては、取り扱うデータが住民基本台帳ということで、それは外部へ委託ということはできませんので、あくまでも市が契約者、発注する中で市が責任をもって購入券を印刷するというので、別途契約というような表現をさせていただいております。

佐藤（達）委員 それから、店舗募集とありますけれど、今魚沼市には全店舗で2,000店舗からあるかと思いますが、そのうちのどれくらいの店舗で扱う見込みでしょうか。

吉田産業経済部副部長 第3弾での利用の登録店舗数が約650近かった状況でしたので、今回も基本的にはその店舗の方は辞退がないものと思っております。今回、新規で利用できる店舗というものもございますので、それら含めると恐らく700近い店舗で使えるのではないかと予想しております。

佐藤（肇）委員長 他にないですか。（なし）質疑はないようですので、本件については以上といたします。

・第三セクター等経営健全化方針について

佐藤（肇）委員長 それでは次に、第三セクター等経営健全化方針についてを議題といたします。資料が提出されておりますので、説明をお願いいたします。

吉田産業経済部副部長 それでは私のほうから、引き続き資料に基づきまして第三セクター等経営健全化方針について説明をさせていただきます。まずもって、第三セクター等経営健全化方針につきましては、第三セクター等について自らの判断、責任によりまして効率

化、経営健全化に取り組むことが現時点でも求められているところではありますが、経営が著しく悪化している場合、その際は抜本的な改革を含む健全化に速やかに取り組むよう総務省のほうから助言がされております。特に、債務超過法人につきましては、財政健全化方針、これを策定し議会への報告、そして市民への情報公開、これを行うことが必要であるとされております。今回、お手元に配布させていただきました資料のとおりですね。株式会社神湯温泉倶楽部が令和2年度決算におきまして債務超過になったということから、この資料のとおり第三セクター等経営健全化方針、これを策定しましたので御報告させていただきます。(資料「第三セクター等経営健全化方針」について説明)

佐藤(肇)委員長 この法人についての、中身の質疑は本日は控えていただければと思います。この制度、仕組み等についての質疑はお受けしたいと思います。ございませんか。

渡辺委員 第三セクターに対してもですが、法人にこういったものを義務付けるのはいいんですけれども、これを報告をした法人に対して議会側は質疑をする権利とかはないんですか。

佐藤議会事務局長 あくまで法人の経営の報告のほうは、あちらのほうでも質疑については慣例ということでやらせていただいておりますけれども、議会が直接法人に聞くと言うのは制度としてはございません。

渡辺委員 そうであれば、議会に対して報告するだけでもって、議会は何もコミットできないということになってしまいます。これに対して、報告を受けた私達がじゃあどういう形でそちらの経営者のほうにコミットしていくんですか。

佐藤議会事務局長 議会がどう関わるかという部分については、調査とかというのは難しいと思います。今法人のほうの経営がこうなっている、ということが報告として上がってきますので、今後じゃあ第三セクターの経営状況についてということで、あくまで法人に対してはできませんけれども、執行部に対して聞き取りを行うということは可能かと思います。間接的に、執行部に対して調査するという事は可能だと思います。

渡辺委員 そうしますと、今日はこれは報告だけであるかもしれませんが、じゃあ次回例えばこのことについて、もう少し執行部のほうから話を聞きたいということであれば、それは可能だということですか。

佐藤議会事務局長 本日、経営健全化方針を市で作成しましたという報告をいただいておりますので、今後もこの委員会で継続して、その後の経過について報告をいただきたいという事は可能だと考えております。

渡辺委員 報告をされてこちらが質疑ができないのであればおかしいので、ですからそこに対して質疑はできないんですかという話をしているんです。また今後報告があります、報告だけ受けていたらいつかおかしくなってしまう時に、はいおかしくなりましたということになってしまうでしょう。

佐藤議会事務局長 今回、質問ができないという部分について、神湯の経営状況がどうなっているという経営の中身に入るということになりますと、執行部のほうも細部まで承知しているわけではなく役員として理事等、市長なりが加わっているだけ。総会等で公開された資料についてはいただいているという状況です。本当の経営の細部に渡る質問を議会としてやっていくというのは、できないのではと思います。

渡辺委員 市は株式として投資をしているわけですね。それに対して執行部のほうがある

程度、なぜこうなっているのかという理由をきちんと聞いてきて、改善が見えているかどうかというのは、経営陣というかその事務局長だとかそういう方に質疑ができなかったとしても、ちゃんとそのことについて執行部のほうである程度目を光らせているかどうかというのは問題なわけですよ。そのことに対して、私達議会側に報告をしなければならないとなっているということは、議会もそのことに対してちゃんと注視しなさいということだと思いますよ。その時に、神湯の経営陣というか実際の経理を預かっている人に質疑ができなかったとしても、執行部としてそこに代表として行っている方、あるいは市長の代理としてその経営の中身についてちゃんと話を聞かせてもらっている方に対して、私達が質疑をしてこれはどういうことなんですかと聞けなかったらおかしいですよ。そういう機会は設けられないんですか。

休 憩 (10:44)

(休憩中に懇談的に意見交換)

再 開 (10:48)

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。本件について、制度的なもの関係について質疑を受けております。ございませんか。（なし）ないようですので、本件については以上とさせていただきます。

・月岡公園ゴルフ練習場の建物損壊について

佐藤（肇）委員長 続きまして、月岡公園ゴルフ練習場の建物損壊についてを議題といたします。これについて資料が配布されておりますので、説明を求めたいと思います。

武藤産業経済部長 それでは私から1件、建物損壊事項について御報告をさせていただきます。（資料「月岡公園ゴルフ練習場屋根破損箇所図面」「月岡公園ゴルフ練習場屋根破損箇所写真」について説明）

佐藤（肇）委員長 本件について質疑を受けたいと思います。ございませんか。

富永委員 今ほどの説明で、雨漏りはなかったということですが、そうすると上の屋根のほうから落雪が繰り返しあって衝撃が何回も何回も重なったために壊れたのだろうという話でした。雨漏りはなかったんですか。

武藤産業経済部長 雨漏りは見られませんでした。崩落したケイカル板の残骸を見ても乾燥していたということです。上の折板屋根、大屋根のほうから雪下ろしをする際にはどうしても1回はこの下屋に落ちてしまう。そういう衝撃が長い間溜まって崩壊したのではないかという、現在の想定であります。

渡辺委員 資料1枚目の右下、破損箇所ということで、この上に白い建物があってその上に屋根があります。この屋根から一旦落ちるんですか、自然に。

武藤産業経済部長 写真の一番下段、右側の破損箇所の屋根という部分が下屋でございます。その上に見えます山形になっているものが折板屋根、大屋根になります。通常は雪庇が張り出せば自然に雪庇も落ちますし、実際に雪下ろしで人が上がった時も一旦はどうしてもこの下屋に一部分を落とさざるを得ない状況ということです。建物の構造上という部

分もありますが、どうしても落とさざるを得ない状況で今まで負荷がかかっていたのではないかということでもあります。

渡辺委員 確認ですけれども、この建物はいつ建築されたのでしょうか。

武藤産業経済部長 建築年次までは調べておりません。申し訳ありません。

渡辺委員 同じやり方をしていけばまた同じことになってしまうということなので、今後の対策も含めて考えていきたいということで理解してよろしいですか。

武藤産業経済部長 お見込みのとおりでありまして、例えば、対衝撃性に強い野地板があるのか。または構造上変更すべきなのか。その辺を含めて検討してまいりたいと考えています。

浅井委員 右下の写真で、傷んでいる屋根の右上の辺りに上から落ちてくる雨どいが見えると思うのですが、これも関係あるのではないかという気がしますので、これも調査してもらいたいと思います。

武藤産業経済部長 一般的にこれが当初設計のとおり雨どい形状なのか。本来は落雪のために雨どいを沿わせると邪魔なのでわざとこうしたのか。それも含めて調べさせてもらいたいと思います。

佐藤（肇）委員長 他にございませんか。（なし）ないようですので、本件については以上といたします。

執行部から報告事項等はありませんか。（なし）委員の皆様から、執行部に対して質疑等ありませんか。（なし）ないようですので、ここで執行部からは退席をしていただこうと思います。しばらくの間休憩といたします。

休 憩（10：56）

（執行部退席）

再 開（11：05）

（2）行政視察について

佐藤（肇）委員長 それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に日程第2、行政視察についてを議題といたします。資料を配らせていただいておりますので、資料について説明をさせていただきます。（資料「令和4年度産業厚生委員会行政視察行程（案）」について説明）

佐藤（肇）委員長 ただいまの説明について質疑を受けたいと思います。ありましたら挙手をお願いします。

佐藤（達）委員 1番の開成町の視察の関係なんですけれども、ゼロエネルギービルは庁舎だけなのでしょうか。それとも町の施設、学校なども含めてトータルとして70%達成ということなのでしょうか。

佐藤（肇）委員長 これは役場の庁舎です。庁舎についてゼロエネルギービルということで取り組まれて、その成果が出たということです。去年、一昨年かな、建設された建物だったと思います。

佐藤（達）委員 2番の横山養豚の関係です。これは現地に行ってよく見せてもらえばいい

んですが、この前の本会議の質疑の中で密封した中でオゾンガス等を使って臭気対策ができるかと理解していたんですけど、解放豚舎でできるという事前知識としましてどういった考え、仕組みでそれが可能なのでしょうか。

佐藤（肇）委員長　まだ資料が全部揃わなくて申し訳ないのですが、6月の定例会中の委員会におきまして資料を全部配布させていただこうと思います。3点目の府中市についても、渡辺委員から拾い出しをしていただいて、資料を用意させていただこうと思います。それを事前に皆様方のところへお配りして、それで事前に質疑等があればそれをまとめて、また先方にも通知をして準備いただく、そういったことです。最終日を目途に質疑を取りまとめをしたいなと今のところ考えております。定例会中の委員会で、それを議題としてやらせていただこうと思っております。本日、正式に委員会として決定いただきたいのはこの日程です。日程が決まらないと、契約や観光事業者さんをお願いするとか、ホテルの予約等もできませんので、そういったところでこれを決定をお願いをしたいというところです。

佐藤（敏）委員　日程表を見ますと、かなりバスに乗っている時間が多いように思います。15名ですが、ゆとりのあるバスを調達してもらいたいと思います。

佐藤（肇）委員長　2人がけのところに1人で座れるようにしていきたいと思います。

渡辺委員　私のその府中市のところに、インターネットで素晴らしいガイドブックがあるんですね。ここにページ数も載っていますので、もし良かったら事前に見ていてください。私もこのページ数でもって、ページのところだけ抜き出した資料しか持ってこれないと思っています。その他のところで、もし何か気になるようなことがあれば教えていただけたらと思います。

質疑の締切とかは、説明をした後ですか。先方への質疑の締切とかは。

佐藤（肇）委員長　23日の委員会で、資料を皆様にお配りしたいなと思っております。最終日、7月1日が締切ということでお願いをしたいと思っております。その後、今度は行政視察の調整をいろいろとさせていただこうと思っております。

佐藤（肇）委員長　他にございませんか。（なし）ないようですので、この件については、本日は以上とさせていただきます。他に委員の皆様から、その他、何かありますか。

佐藤（達）委員　スキー場の関係なんですけれども、今の進捗具合、今後の予定ですとか、そういったところを検討されていることがあれば教えていただきたいです。

佐藤（肇）委員長　スキー場については、今当局といろいろ話をさせていただいております。定例会中の委員会で資料をまとめて、全部ではないと思いますが、進捗というところの話はしていただくように考えております。

他にありませんか。（なし）ないようですので、本日の会議録については委員長に一任をお願いいたします。これで本日の産業厚生委員会は閉会といたします。

閉　　会（11：13）